最終更新日:2017年3月31日
株式会社京都ホテル
代表取締役社長　福永　法弘
問合せ先:075-211-5111
証券コード:9723
www.kyotohotel.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客さま」「地域社会」「株主」「従業員」といった全てのステークホルダーからの信頼を将来に亘って維持・向上させるために、コーポレートガバナンスの確立を経営の最重要課題と認識し、コンプライアンス体制の構築を推進しております。
当社は、公正・迅速かつ透明性の高い経営体制を構築し、内部統制システム及びリスク管理体制を強化することを通じて、持続的な成長並びに中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1－2－4　議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳＞
当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いことを踏まえて、現時点では、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。今後は、株主構成等を踏まえて、議決権の電子行使や招集通知の英訳について検討を行ってまいります。

＜補充原則3－1－2　英語での情報開示・提供＞
当社は、株主における海外投資家の比率が相対的に低いことを踏まえて、現時点では英語での情報開示・提供は、商品・サービスに関わる事項を除いて行っておりません。今後は、株主構成等を踏まえ、業績・財務情報を含めた英語での情報開示・提供の充実化について検討を行ってまいります。

＜補充原則4－2－1　業績連動報酬、自社株報酬の導入＞
当社の役員報酬制度については、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき各人の職位・職責等を踏まえて決定しており、短期的な業績変動に影響を受けない固定報酬としております。現時点において、業績連動報酬並びに自社株報酬は導入しておりませんが、今後については、当社の役員がその能力を最大限発揮できるような報酬体系の検討をすすめてまいります。

＜原則4－8　独立社外取締役の有効な活用／補充原則4－8－1、4－8－2＞
当社は、会社の持続的な成長並びに企業価値の向上に寄与するべく幅広い分野に見識があり、当社の経営に有益な助言を得ることができる独立性の高い社外取締役を2名選任しております。
社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、議案はホテル業界の専門用語をできる限り使用せず、一般的に使用されている用語を用いて説明を行っております。また重要な議案については、必要に応じて取締役会開催前に議案の概要を説明するなど、情報交換を図る取り組みを行っておりますが、独立社外取締役のみを構成員とする会合や独立社外取締役の中で筆頭者の設定は行っておりません。

＜補充原則4－11－3　取締役会の実効性に関する分析・評価の概要＞
当社では、現時点において、取締役の定期的な分析・評価の方法について研究をすすめておりますが、分析・評価は実施しておりません。
今後は、できるだけ早い段階で取締役会の分析・評価を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜補充原則1－2－2　株主総会招集通知の早期発送、発送前の電子的公表＞
当社は、株主が総会議案について十分な検討時間が確保することができるよう、法令で定められた期間よりも余裕をもって株主総会招集通知を発送しており、今後も同通知をできる限り早期に発送できるよう努めてまいります。また、招集通知発送前に自社ウェブサイトにて電子的開示を行っております。

＜原則1－4　政策保有株式に関する方針及び政策保有株式の議決権行使の基準＞
当社は、政策保有株式については、配当等のリターンも考慮しつつ、業務の円滑な運営等の取引関係の強化によって得られるメリットと投資金額等を総合的に判断して、必要最小限の保有としております。また政策保有株式の議決権行使については、提案している議案について株主価値の向上に資するものかどうか精査した上で、賛否を判断し議決権を行使いたします。

＜原則1－7　関連当事者間の取引についての適切な手続きの枠組み＞
当社は、取締役の競業取引及び取締役と会社間の取引について、当社取締役会規則において事前に承認を得なければならない旨を定め、取締役会での承認にあたっては、取引内容の妥当性や経済合理性などを確認しております。
また関連当事者間の取引についても、当該取引の状況等について定期的に取締役会に報告し、当社や株主共同の利益を害することのないよう適切な措置を講じております。

＜原則3－1　情報開示の充実＞
(1) 当社は、経営理念並びに経営計画等を当社ホームページ等で公表し、情報開示にあたっては、正確な情報が伝達できるよう平易かつ具体的な記載を行うよう努めております。
(2) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1に記載の通りです。
(3) 当社の役員報酬制度については、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき各人の職位・職責等を踏まえて決定しており、短期的な業績変動に影響を受けない固定報酬としております。また報酬額の水準については、同業種並びに同規模の他企

業と比較の上、当社の業績・財務内容に見合った水準を設定しております。なお、取締役に対する退職慰労金については、２０１２年１２月末をもって同制度を廃止しており、監査役に対する退職慰労金については、２０１５年１２月末をもって同制度を廃止しております。
(4) 当社の取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、公正・迅速かつ透明性の高い意思決定ができることに加えて、各種法令や企業倫理に精通していることを基準として、その職務と責任を全うできる適任者を社長より提案し、取締役会で決議しております。
　監査役候補については、財務・会計に関する知見並びに企業経営に関する多様な視点に加えて、企業経営における監査機能の重要性について強い認識を持っていることを基準として、その職務と責任が全うできる適任者を社長より提案し、監査役会の同意の上、取締役会で決議しております。
(5) 取締役・監査役については、選任時において個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

＜補充原則４－１－１　取締役会から経営陣への委任の範囲の概要＞
　当社は、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規則で定めており、株主総会に関する事項、役員に関する事項、株式及び社債に関する事項、計算等に関する事項、人事・組織に関する事項、規則に関する事項、内部統制に関する事項、重要な投融資や多額の借財などのその他の重要事項については、取締役会の決議をもって決定することとしております。それ以外の事項に関する意思決定については、業務執行の機動性・柔軟性を高め、かつ取締役会による監督の実効性を強化するために、原則として執行役に委任しております。

＜原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準＞
　当社は、独立社外取締役の選任にあたって、経営監督機能を十分に発揮するために、会社からの独立性を重視しております。独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断しております。

＜補充原則４－１１－１　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方＞
　当社取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、取締役会が効率的かつ有効に機能するための最適な人員数を維持しております。
　現時点において、取締役１０名中、2名が独立性・中立性のある社外取締役であり、2名のバックグラウンドは文化人となっております。

＜補充原則４－１１－２　取締役、監査役の兼任状況＞
　当社では、常勤の取締役が他社の役員に就任する場合には、取締役会規則に基づき事前の承認を受けることとしています。
　現時点における取締役、監査役の兼任状況については以下のとおりとなっております。
　成瀬取締役　株式会社ホテルオークラ取締役、株式会社コンチネンタルフーズ監査役
　清原取締役　株式会社ホテルオークラ東京取締役会長、株式会社ホテルオークラエンタープライズ取締役、大成観光交通株式会社取締役、株式会社ホテルオークラスペースソリューション取締役
　高麗取締役　鹿島東京開発株式会社代表取締役専務、株式会社ホテルオークラ取締役
　酒井監査役　みずほトラストリテールサポート株式会社取締役社長、セントラル総合開発株式会社社外監査役

＜補充原則４－１４－２　取締役、監査役に対するトレーニングの方針＞
　当社では、企業経営・財務・組織等などの必要な知識を習得し、株主から負託された取締役・監査役に求められる役割・責務を果たすため、定期的に社外の有識者を招聘して会社法関連法令並びにコーポレートガバナンスに関する研修会を実施しております。また必要に応じて外部機関の研修も活用しております。

＜原則５－１　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針＞
　当社は、企業価値の中長期的な向上に向けて、株主をはじめとした幅広いステークホルダーとの建設的な対話を推進していくことが重要と認識しております。具体的には、株主・投資家等に対して、内容に応じて経営企画部・経理部・総務部が連携して対応しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ホテルオークラ	3,289,000	29.65
株式会社ニチレイ	2,008,178	18.11
株式会社日本政策投資銀行	585,400	5.28
中央建物株式会社	516,000	4.65
京阪ホールディングス株式会社	364,649	3.29
みずほ信託銀行株式会社	350,000	3.16
彌榮自動車株式会社	350,000	3.16
株式会社IzutsuMother	209,000	1.88
サントリー酒類株式会社	126,000	1.14
株式会社池田泉州銀行	117,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千　玄室	その他								○			
細見　麗子	その他											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千　玄室	○	―――	我が国を代表する伝統文化の継承と発展に大きく貢献されている文化人としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として就任いただいております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であることから、独立役員として指定いたしております。 当社と同氏との間には取引がありますが、当該取引は一般消費者としての通常の取引であり、当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではないため、概要の記載を省略しております。

細見　麗子	○	――	様々な伝統文化に精通され、医療法人での職務経験を踏まえた幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として就任いただいております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であることから、独立役員として指定いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役と会計監査人は、それぞれの独立性を保持しつつ、積極的にコミュニケーションを取るように心がけ、次のとおり連携をしております。
・会計監査人は、監査計画策定時において、監査役への報告・意見交換を行う会合を開催しております。
・当社の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席する他、取締役から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求め、その上で会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び付属明細書につき検討を加えることにより、監査報告書を作成しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井　康夫	他の会社の出身者							△						
安藤　隆	他の会社の出身者									△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

酒井　康夫		―――	金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として就任いただいております。 同氏は過去に当社の主要取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の常務執行役員を務めておりましたが、同氏の金融、財務に関する豊富な知見は、独立した立場からの監督機能以上に当社の適正な財務報告に資すると考えます。
安藤　隆		―――	同氏は過去に当社の主要株主である株式会社日本政策投資銀行の理事・監事を歴任されておりましたが、同氏の金融、財務に関する豊富な知見は、独立した立場からの監督機能以上に当社の適正な財務報告に資すると考えます。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の財務内容改善に伴っての検討課題であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

法令に基づき、全取締役及び監査役の報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】 更新

当社は、社外役員を交えて定期的に開催する定例取締役会での重要事項の審議のほか、適宜代表取締役自らが社外取締役及び社外監査役に対して事前説明や意見聴取を行い、非常勤である社外役員に対する情報伝達に努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、常勤の取締役及び監査役で構成し、毎月開催される要務役員会の決議を経たうえで、社外取締役2名及び社外監査役2名を交えた取締役会において、経営方針その他の重要事項が審議・決定されます。このほか、常勤取締役及び監査役並びに主要部門長で構成する部長会において、月毎の業績の進捗状況を報告・検証しております。

また、内部管理面におきましては、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、四半期毎に財務諸表等の監査証明を受けているほか、内部監査を実施する監査室を設置し、内部統制の実効性を高めております。

なお、当社は、内部統制推進業務・金融・財務に関する専門的知識を有する社外監査役2名を交えた3名の監査役で構成される監査役会設置会社であります。現在においては、当該監査役の職務を支えるスタッフは設置しておりませんが、監査役からの要請に応じて、取締役の指揮命令を受けない有能な人材を設置することができる旨を当社の内部統制の基本方針に定め、監査役の機能強化に関する体制を整備しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が現在のコーポレートガバナンス体制を採用している理由といたしまして、当社は、全取締役10名のうち2名の社外取締役を選任しており、当該社外取締役は、文化人としての様々な幅広い見識を有しております。
取締役会においては、同取締役の豊富な経験に基づく意見と各監査役による適法性の検証を十分に反映した意思決定に努めており、当社独自のコーポレートガバナンスが現在において有効に機能しているものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より前に発送することに努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日を避けた日程に設定することに努めております。
その他	株主総会招集通知を、東京証券取引所へ提出することに加え、当社ホームページ内に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、会社概要、有価証券報告書、決算短信等の企業情報を随時掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR に関する業務については、経営企画部、経理部及び総務部が連携のうえ実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーからの信頼を得るべく制定した京都ホテル行動基準を、すべての役員及び従業員が、職務を遂行するにあたっての基本方針としております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の環境保全活動に対する取り組み等をまとめた「環境宣言」を策定し、従業員に対して当社の環境保全活動への取り組みの啓蒙、啓発を実施しております。また、従業員による定期的な清掃活動や、廃棄物の厳格な分別回収等の環境保全活動に積極的に取り組んでおります。
その他	職制上の報告ルート以外に従業員が直接、法令違反等に関して通報することを可能とする専用ホットラインを設けた内部通報制度を、さらに維持・発展させるよう取組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、次の経営理念を掲げ、全ての役員（取締役、監査役又はこれに準ずるものを言います。）及び従業員（社員、嘱託、契約社員、その他当社の業務に従事する全てのものを言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。
（1）顧客第一主義に徹し、お客様に心の満足を提供する企業を目指しております。
（2）ホテル業を通じ、社会・経済の発展に貢献する企業を目指します。
（3）ステークホルダー（株主・お客様・従業員・パートナー・地域等）に対する責任を果し、社会規範に沿った事業活動を行う企業を目指します。
当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であることを認識し、以下の内部統制システムを構築しております。
当社は、今後とも一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、コンプライアンスを経営の基本としております。
（2）当社は、コンプライアンス規程を定め、規程に定める社長を長としたコンプライアンス対策本部を設置する等して役員、社員等の従業者が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において法令等を遵守し、社会的理念に適合した行動を実践することを確保しております。
（3）当社は、コンプライアンス規程の基礎として行動基準を定め、取締役及び使用人が職務を執行する基本方針とし、行動基準をカード化してすべての取締役及び使用人が携帯してコンプライアンスの徹底を行います。
（4）当社は、内部監査規程を定め、会社の経営諸活動の全般にわたる内部統制状況を検証し、監査担当部署は、不備についてその是正を提言しております。
（5）当社は、内部通報運用規程を定め、違法行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを設けます。
（6）当社は、お客さまとの取引に際して基本となる「宿泊約款」「ホテル利用規則」「宴会催事規約」に反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力との取引を拒絶します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書管理規程を定め、この規程に則って重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等を、適切に保存及び管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、取締役会の下に社長を長とし常勤取締役及び常勤監査役等から成る要務役員会を設けて業務の運営、管理を行っており、その要務役員会の下に重要度の高いリスクに対応する各種専門委員会を設置し、リスクへの対応を管理します。
（2）当社は、リスクに対応する各種専門委員会の委員長には取締役をあて、定期的に委員会を開催し、その結果について要務役員会に報告し、重大な事項は取締役会及び監査役会に報告いたします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、年度計画を策定し、取締役はこれらの計画に基づいて職務を執行し、その進捗について取締役会に報告を行います。
（2）当社は、要務役員会を定期的に開催し、取締役の職務執行について審議、企画、立案、評価し、また要務役員会メンバーと部署長から成る部長会を設置して月次の実績の評価及び改善策の策定を行います。
（3）当社は、職制規程を定め、この規程に則って各部門の業務分担及び指揮命令系統を明確にして、効率的な業務執行を行う組織を構築いたします。

5．財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、適正かつ信頼ある財務報告を確保する内部統制システムを整備し、職制を通した定期的評価と監査担当部署による定期的評価を行って必要な業務の改善を行い、内部統制システムの有効性を確保いたします。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
（1）当社は、現在、監査役の職務を補助すべきスタッフを置いていませんが、監査役から要請があった場合に専属の補助スタッフを置くこととし、その人事については監査役と取締役が協議のうえ決定いたします。
（2）監査役の職務の補助を行うスタッフは、監査役の指示に従って職務を実施し、その職務について当該スタッフは取締役の指揮命令を受けないこといたします。
（3）監査役の職務の補助を行うスタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査役の同意を要することといたします。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令もしくは社内規程等の違反、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見、認識したときは、遅滞なく監査役に報告を行います。
（2）当社は、上記の通報を行った者が、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも受けないことを社内に周知徹底いたします。
（3）取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について監査役に対して報告を行います。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行によって生ずる費用及び債務について、経理規程に基づき公正かつ適切に処理いたします。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席と、回議書その他の業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保いたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、従業員に対して適宜コンプライアンスに関する研修を実施するほか、コンプライアンス規程の基礎として行動基準を定め、取締役及び使用人が職務を執行する基本方針とし、行動基準をカード化してすべての取締役及び使用人が携帯してコンプライアンスの徹底を図っております。また、お客さまとの取引に際して基本となる「宿泊約款」「ホテル利用規則」「宴会催事規約」には、反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力排除に関する宣言を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

株主構成、財務内容等の変化に伴い適宜検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る基本方針
当社は、株主・投資家の皆様さらに社会との信頼関係を構築・維持するために、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める適時開示基準に従い、公平、迅速かつ正確に開示するよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況
(1) 決定事実・発生事実に関する情報
総務管掌役員及び経営企画部は相互に連携し、関連各部から通知された重要な会社情報について、財務諸表や業績などへの影響額の算出・確認を行い、必要に応じて会計監査人や東京証券取引所に確認のうえ、金融商品取引法や適時開示基準に則した開示の要否を判断しております。これにより適時開示を要すると判断された案件については、取締役会規程に基づき取締役会へ付議（緊急を要する場合には、常勤役員で構成される「要務役員会」へ付議）され、その決議をもって公表することといたしております。
また、非上場の親会社等に係る重要な会社情報に関しましても、同様の手続きを実施いたしております。
(2) 決算に関する情報
当社の決算に関する情報は、経営企画部門及び経理部門が相互に連携し、各部門からの情報を集約して作成のうえ、取締役会の決議をもって公表しております。
なお、当社は財務諸表について、会計監査人より金融商品取引法及び会社法に基づき監査を受けているほか、会計年度を通じて適宜相談のうえ、経理に関する指導を受けております。
また、非上場の親会社等の決算情報につきましては、要務役員会の決議をもって公表することといたしております。

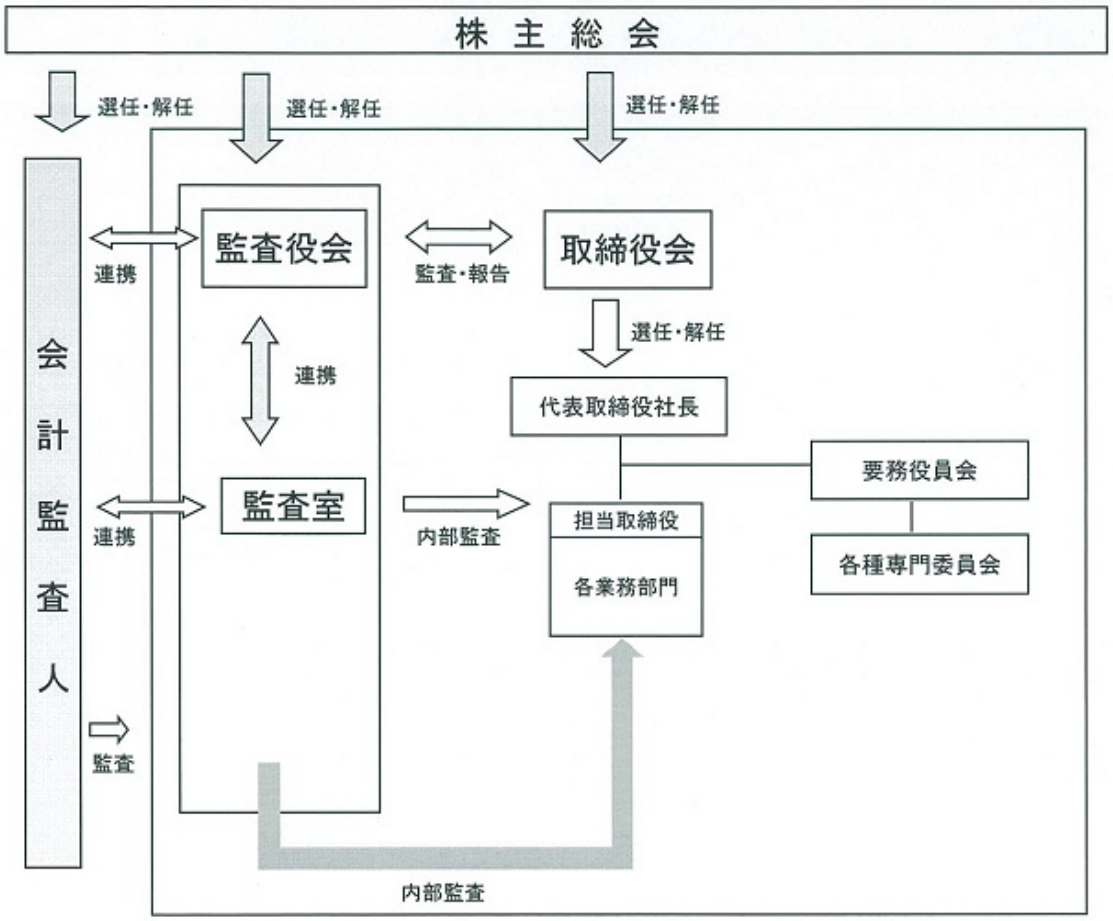
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
監査役会
連携
監査・報告
取締役会
選任・解任
連携
代表取締役社長
要務役員会
監査室
連携
内部監査
担当取締役
各業務部門
各種専門委員会
監査
内部監査